

2012年（平成24年）3月15日  
日本弁護士連合会

## 司法サービスの全国展開と充実のための行動計画

当連合会は、2001年に策定した「司法サービスの全国展開に関する行動計画」を踏まえ、司法サービスをさらに充実させるため、今後の10年間で取り組むべき新たな行動計画を、次のとおり定める。

### 1 法律事務所の設置等

- (1) 全ての地方裁判所支部管内において、弁護士ゼロワン解消状態を継続する。
- (2) 人口3万人以上の簡易裁判所管内及び人口3万人以上の市町村において、弁護士ゼロ地域の解消を目指す。
- (3) (2)以外で、人口に拘わらず、アクセスの不便性を総合的に考慮して設置の必要性が高いと判断される地域にも、法律事務所を設置する。
- (4) 地方裁判所支部管内において、女性弁護士がゼロである地域を減らし、最終的には解消するための取組を行う。

### 2 法律相談サービス提供態勢の整備・確立

- (1) 全ての地方裁判所支部管内に、弁護士会主催の法律相談センター（以下「法律相談センター」という。）を設置することを原則とする。地域の実情により設置が困難な場合にも、これに代替する制度（弁護士紹介制度、民事当番弁護士制度など）を整備し、1週間以内に弁護士による法律相談及び事件受任ができる態勢を確立する。
- (2) 人口3万人以上の簡易裁判所管内及び人口3万人以上の市町村において、日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）、自治体（都道府県及び市町村）、社会福祉協議会、法務局、商工会議所等の機関・団体と積極的に連携し、1週間以内に弁護士による法律相談及び事件受任ができる態勢を整備する。

### 3 法律相談サービス等の充実

- (1) 全ての地方裁判所支部管内に民事法律扶助の契約弁護士が2名以上常駐する態勢を整備し、かつ、法律相談センターは、原則として民事法律扶助による相談及び事件受任ができる態勢を整備する。

- (2) 人口3万人以上の簡易裁判所管内及び人口3万人以上の市町村に法律扶助の契約弁護士が少なくとも1名常駐する態勢を目指し、かつ、法テラス、自治体等と連携して、民事法律扶助の事件受任ができる態勢を整備する。
- (3) 法律相談センター（代替する制度においても同じ）では、必要に応じて女性弁護士の相談枠を設けるなどして、女性弁護士に対する法律相談ニーズに対応できる態勢を整備する。
- (4) 法律相談センターの利用者が、できる限り法律相談だけでなく、弁護士会主催のADRセンターなどを利用して紛争解決が図られるように態勢を整備する。特に東日本大震災の被災地においては、震災・原子力発電所事故被害の損害賠償請求に関する対応態勢を整備する。

#### 4 刑事国選弁護事件及び少年付添事件の対応態勢の整備

- (1) 勾留後の被疑者国選弁護制度について、対象事件を全事件に拡大しても対応することができる態勢を確立する。
- (2) 逮捕された全ての被疑者に国費で弁護人を付ける制度（逮捕段階における被疑者国選弁護制度あるいは国費による当番弁護士制度）の実現に備え態勢の確立を目指す。
- (3) 少年鑑別所に収容された少年事件全件を対象とする全面的国選付添人制度の実現に備え、対応態勢を確立する。その他の弁護士付添人の援助が必要な事件についても、全国で確実に対応できる態勢を整備する。

2012年（平成24年）3月15日理事会承認

### 行動計画策定の理由

#### 1 行動計画策定の経緯

当連合会は、1996年の定期総会においていわゆる「名古屋宣言」を採択した後、1999年に「日弁連ひまわり基金」（以下「ひまわり基金」という。）を設置し、2000年1月から弁護士過疎・偏在解消のための特別会費を徴収して、ひまわり基金による法律相談センターへの援助及びひまわり基金法律事務所（以下「公設事務所」という。）の設置を開始した。

2001年5月に「司法サービスの全国展開に関する行動計画」（以下「現行動計画」という。）を策定して、全国各地で法律相談センターの展開と公設事務所の設置を進めてきたが、2006年に法テラスが業務を開始し、当連合

会の「弁護士過疎・偏在解消のための経済的支援」制度が導入されて、現在既に地方裁判所支部単位の弁護士ゼロワン地域はほぼ解消されるに至っている。

このように、全国各地で弁護士を通じての司法アクセスは相当程度改善されたと言えるが、未だ司法過疎が十分に解消されたとは言えず、今後とも当連合会が率先して市民の司法アクセスの充実に向けた行動を展開していく必要性は高い。

そこで、ひまわり基金の設置と現行動計画策定から10年余りが経過し、地方裁判所支部単位で弁護士ゼロワン地域がほぼ解消された現在において、弁護士過疎・偏在対策総合政策検討ワーキンググループが2011年3月に取りまとめた「最終意見書」における、当連合会の責務等を含めた弁護士過疎・偏在対策の総合的政策に基づき、当連合会は向こう10年の新たな行動計画を策定する。

## 2 法律事務所の設置等

2012年3月1日現在、公設事務所は設置累計110箇所となった。また、「弁護士偏在解消のための経済的支援」制度を利用して、法人の常駐従事事務所を設置したり、独立開業したりする弁護士も現れている。現時点では、地方裁判所支部単位での弁護士ゼロワン地域はほぼ解消されている。

そこで、今後とも地方裁判所支部単位で弁護士2名以上が常駐する状態を維持するとともに、よりきめ細かく、弁護士による司法サービス提供の必要性が相当程度見込まれる人口3万人以上の簡易裁判所及び市町村単位での弁護士ゼロ地域（2012年3月1日現在256箇所）の解消に向けて取り組み、さらに、人口が3万人に満たない地域であっても、例えば市民からのアクセスが困難で、法的需要が見込まれるような地域については弁護士ゼロの解消を目指すものとする。

また、当連合会は、DV・性犯罪被害・離婚等のもとより、あらゆる分野における女性の法的ニーズに応えるため、地裁支部単位の女性弁護士ゼロ地域（2012年3月1日現在69箇所）を減らし、最終的には解消するための取組を行う。これは、第三次男女共同参画基本計画第2部第1分野（2）ウ（弁護士における女性の参画の拡大）における当連合会への要請に応えるものであり、弁護士人口増加に伴う女性弁護士の自然増に委ねるのではなく、当連合会として、地域における女性弁護士に対するアクセス障害の実情を調査し、地域ニーズに応じた、積極的具体的施策を実施する。

### 3 法律相談サービス提供態勢の整備・確立

当連合会は、弁護士過疎地に設置された法律相談センターに対して援助を行っている。法律事務所がない場合には、その代替措置として法律相談拠点が必要である。また、法律事務所が複数ある地域でも、利益相反を回避するために、あるいは市民の司法アクセスを容易にするために、法律相談センターが必要とされている。そこで、引き続き地方裁判所支部単位で弁護士会主催の法律相談センターの設置を進めることを原則とする。なお、地域の実情により設置が困難と認められる場合でも、弁護士会が弁護士紹介制度や民事当番弁護士制度などの代替措置により1週間以内に弁護士による法律相談ができる態勢を確立する。

また、司法サービス提供の必要性が相当程度見込まれる人口3万人以上の簡易裁判所及び市町村単位では、法テラスや自治体委託相談等を活用して相談拠点の整備を進めることとする。

### 4 法律相談サービス等の充実

単に弁護士を常駐させるとか、法律相談拠点を設けるだけでは、法的サービスの提供は不十分である。法律相談センターの相談件数は減少傾向にあるが、利用者市民の多様なニーズに応えるとともに、サービスの質を問題にすべき時期に来ている。

そこで、法律相談センターは、原則として民事法律扶助による相談が受けられる態勢とし（もともと無料相談を実施している場合を除く）、全ての地方裁判所支部管内で民事法律扶助による相談・代理援助が利用できるようにする。

また、人口3万人以上の全ての簡易裁判所管内及び市町村で、法テラス、自治体等と連携して法律相談が受けられ、弁護士に依頼できる態勢（必要な場合、民事法律扶助による代理援助が受けられる態勢）を整備する。さらに、DV・性犯罪被害・離婚等はもとより、あらゆる分野における、女性の女性弁護士に対する法律相談ニーズに応えられるよう、女性弁護士の相談枠を設けたり、単に法律相談のみで終了することなく、その後の紛争解決につなげるため弁護士会主催のADRセンターなどが利用できる態勢等を整備したりすることも必要である。特に東日本大震災による被災地においては、震災及び原子力発電所事故の損害賠償請求に関する各種ADRなどを利用できる態勢を整備することとする。

さらに、制度面の整備のみならず、研修体制の一層の充実を図るなど、法律相談サービス等の質を向上させるための方策を推進する。

## 5 刑事被疑者国選弁護事件及び少年付添事件の対応態勢の整備

現在、刑事被疑者国選弁護事件及び少年付添事件は一応の対応態勢ができているが、刑事被疑者国選弁護事件の対象が勾留後の全件に拡大されても対応できる態勢を確立するとともに、将来の逮捕段階への拡大を見据えた態勢の確立を目指す。少年付添事件についても、少年鑑別所に収容された少年事件全ての全面的国選付添人制度の実現に向けて対応できる態勢を確立するとともに、その他の弁護士付添人の援助が必要な事件についても全国で確実に対応できるよう、万全の対応態勢を整備する。

## 6 司法基盤整備に向けての働きかけ

司法サービスの全国展開のためには、当連合会による弁護士過疎・偏在の解消の取組とともに、支部の常駐裁判官・検察官ゼロの解消や、法律扶助予算の拡大など司法基盤の整備が不可欠である。当連合会は、自ら行動計画に従って、司法サービスの充実に努めるとともに、地方自治体との連携を深めるなどして、国に対しても司法基盤の整備を働きかけていく。

## 7 結論

当連合会は、国民の期待に応え、全国各地においてあまねく、良質な司法サービスが提供できる体制の整備に、今後も全力を挙げて取り組む。

以上